

国民健康保険税のお知らせ

平成24年度の納税通知書を6月中旬に郵送します

問い合わせ
国民健康保険グループ
(☎85)1771)

医療給付費分の所得割の税率と平等割の額が改正されます

区分	医療給付費分		介護納付金分		後期高齢者医療支援金等分	
	税率など	計算方法	税率など	計算方法	税率など	計算方法
①所得割	8.5%→8.3% に改正	世帯の所得(平成23年分)×8.3%	2.5%	40歳以上65歳未満の方の所得(平成23年分)×2.5%	1.8%	世帯の所得(平成23年分)×1.8%
②均等割	2万6,000円	世帯の加入者数×2万6,000円	5,200円	40歳以上65歳未満の方の加入者数×5,200円	3,800円	世帯の加入者数×3,800円
③平等割	2万6,000円→ 2万5,000円に改正	1世帯あたりの定額	5,800円	40歳以上65歳未満の方がいる1世帯あたりの定額	4,000円	1世帯あたりの定額
合計	①+②+③ 年間の医療給付費分		①+②+③ 年間の介護納付金分		①+②+③ 年間の後期高齢者医療支援金等分	
	限度額	51万円	限度額	12万円	限度額	14万円

※国民健康保険税(年額)は、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者医療支援金等分の合計額です。
※所得割を計算する所得は、各加入者の所得から、33万円を差し引いた金額の合計です。

国民健康保険税の納め方

納付書や口座振替による納付(普通徴収)または年金からの天引き(特別徴収)で納めていただきます。

すでに年金から天引きされている世帯	これからも年金からお支払いいただきます。 ※納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。
まだ年金から天引きされていない世帯	①天引きの対象となる年金の受給年額が18万円未満の方 ②介護保険料との合計額が、天引きの対象となる年金受給額の半分以上を超える方 ③世帯主が国民健康保険に加入していない世帯 ④65歳未満の国民健康保険被保険者がいる世帯 ⑤世帯主が年度内に75歳になる世帯 納付書または口座振替で納めていただきます。
	⑥4月1日までに世帯主が65歳になった世帯で、上記①～⑤に該当しない場合 9月末納期(第4期)分までの保険税は、納付書または口座振替で納めていただき、それ以降は10月(偶数月)に支給される年金から天引きが始まります。 ※納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。
上記以外の世帯 ※4月2日以降に国保に加入した世帯など	年金からの天引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。 ※加入時期などにより、年金からの天引きの開始時期が異なります。

特別徴収の額

<既に特別徴収となっている場合>

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
本年度の税額が決定する前は、仮算定された税額(前年度2月と同額)を徴収します。			税額決定後、年間税額から仮徴収分を差し引いた額を徴収します。		

<年度途中から特別徴収を開始する場合(10月から開始の例)>

普通徴収				特別徴収(本徴収)		
1期(6月)	2期(7月)	3期(8月)	4期(9月)	10月	12月	2月
年間税額のおおむね半額を4回に分けて、これまでどおり納付書または口座振替で徴収します。				残りの半額を年金から徴収します。		